

医療保険約款における法的問題

上智大学 甘利 公人

1. はじめに

医療保険は、被保険者が傷害または疾病を被り、その直接の結果として入院・手術をしたときに保険金を支払うものである。被保険者が傷害や疾病を原因として入院・手術をしたことが保険事故となっている。医療保険は疾病の発生の有無および発生時点の不明確な事象をも担保し、かつ高額な保険金を支払うものであるから、その性質上逆選択やモラルリスクを誘発する可能性の高いことが指摘されている。そこで、ある医療保険の約款では、「当社は、被保険者が保険期間中に入院を開始した場合に限り、保険金を支払います。」と規定し、その2項では、「前項の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、入院の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません」と規定している。この規定は、始期前発病不担保条項（以下、始期前発病という）といわれており、告知義務制度を補う機能を果たしている。始期前発病については、三井住友海上火災保険が金融庁から、約款上は医師の診断により始期前発病が認定された場合に免責が適用されるが、社員が医師の診断に基づかずに自ら判定を行う等、免責が不適切に適用された事例がある旨が指摘された。そこで、本報告は、この始期前発病の規定について、その適用範囲を約款解釈上の法律問題として検討する。

2. 始期前発病不担保条項と告知義務制度の関係

告知義務制度と始期前発病の条項は、ともに保険事故の偶然性を確保するための制度であるという点において共通性を有している。しかし、両者は適用要件と法的効果を異にしているから、その関係が問題となる。告知義務制度は、保険契約締結時において、保険事故発生に影響を及ぼす重要な事項について告知を求め、危険選択を行い予定事故発生率を維持することにより、契約当事者間の衡平を図る制度である。また、始期前発病は、契約締結後に危険選択を行って、告知義務制度によっては果たせない危険の選択を補完しようとする制度である。両制度は、共に予定事故率を維持する機能を有するものであるが、その機能と効果は

別々のものであり、別個の制度として理解されている。多くの裁判例も同様の立場である。したがって、医療保険の始期前発病の条項も、同様の趣旨で定められているのであるから、始期前発病と告知義務の関係についても同じことがいえる。

3. 始期前発病不担保条項における因果関係

生命保険の約款において責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする高度障害状態に限定した理由は、純保険料の算定の基礎となる予定障害率を維持するために、契約自由の原則に従い、保険者が担保すべき障害危険の範囲を責任開始時以後の疾病等に限定したものである。また、始期前発病の条項における時期的制限は、高度障害保険金支払事由の客観的要件を定めるものであるから、高度障害の原因となった高度障害等が責任開始時以前に発生していた場合には、保険契約者が右疾病等を知っていたか否か、告知の有無に関係なく、また保険者が疾病等を知っていたか、過失により知らなかったか否かを問わず、保険者は保険金の支払を拒絶できると解されている。

医療保険について、始期前発病に関して公表された裁判例はこれまでにないので、同様の趣旨の生命保険における高度障害条項の始期前発病条項の議論が、医療保険のその適用範囲を検討するにあたって参酌に値するものと考えられる。両者は保険事故が傷害や疾病を原因とする点においては共通するものがあり、少なくともそれぞれの保険約款において設けられている始期前発病条項の趣旨、すなわち予定事故率の維持にあるのは明白である。そこで、高度障害状態の原因となった疾病との因果関係について判示した裁判例を検討しなければならない。

裁判例を検討したところによれば、次のようにまとめることができる。高度障害状態の原因となった疾病がそれのみでは高度障害状態に至らない疾病であっても、それが高度障害の一つの原因となるものであれば、責任開始日前に発病しているものと判断する。すなわち、疾病と高度障害との間に高い蓋然性を必要とはせず、その疾病が高度障害の一つの原因となるものであれば、責任開始日前に発病しているものとして保険金請求を認めないという判例が確立している。また、他の要因や疾病が原因となっていることの蓋然性が肯定できない以上、被保険者の高度障害状態は責任開始期に発症していた疾病がその後進行したものといわなければならない。このことは、医療保険契約の始期前発病の約款解釈に当たっても十分に参考になる。